

大谷龍雄 議員

紀伊半島大水害の原因を掌握した水害防止対策について

紀伊半島大水害時の総雨量は大塔町で989ミリ、天川村で1,040ミリ、上北山村で2,293ミリであった。この原因は地球温暖化と深く関係している。

五條市も新聞・雑誌・段ボールを無料収集して燃やさないよう努力しているが、日本政府の姿勢が重要になる。安倍首相は6月2日、2030年に1990年比で18%削減すると了承した。欧州連合28箇国は同じ年度比で40%削減することと比べると大変消極的である。日本政府に強く意見を上げるべきではないか。また、大塔町の被害は猿谷ダムの緊急放流も関係しているので災害後、緊急放流防止対策を試行しているが、未対策のダム管理者に強く要請するべきではないか。

危機管理監 地球温暖化対策については、五條市として奈良県市長会や近畿市長会等を通じて政府に要請しているが、引き続き行う。ダムの放流については、昨年、大迫ダム及び津風呂ダムの管理事務所へ洪水調整を要望している。

また、国土交通省等に河川整備を要請している。

紀伊半島大水害で被災された皆さんへの義援金及び寄附金の総額と分配及び用途の状況と市民への報告について

亡くなられた皆様に心からお悔やみ申し上げますとともに、方不明の方の発見を念願申し上げ、多くの皆様からお寄せいただいた義援金の配分状況及び寄附金の総額とその用途について、市民の皆様へ報告させていただくことが行政の責任ではないか。

あんしん福祉部長 義援金の配分

については、人的被害・住家被害に対し基準に基づき配分させていただいている。総額は五條市と奈良県分を合わせて1億675万円である。市民の皆様へは平成24年度に報告させていただいた。

市長公室長 寄附金については、

平成27年6月現在で個人及び団体から4,844万2,795円をいたいでいる。この一部を大塔診療所改修に2,743万1千円を充てさせていく。残りは、犠牲となられた方々の慰霊碑の建立にあてさせていただく予定である。市民の皆様への報告は広報等でさせていただく。

五條市及び五條市教育委員会に対する後援依頼に関する事項を検査するため、地方自治法第98条第1項の権限を総務文教常任委員会に委任する決議

五條市及び五條市教育委員会に対する後援依頼に関する事項を検査するため、地方自治法第98条第1項の権限を総務文教常任委員会に委任し、検査の期限は、検査が終了するまでとし、閉会中もなお検査を行うことができることを決議する。

平成27年6月19日

五條市議会

議会を傍聴される方に議案書等を貸し出します

議案書等貸出簿

貸出番号	住 所	
①	氏 名	電話番号

市議会では、議会を傍聴される方に議案書・会議予定表・報告書等を貸し出しています。

貸出しを希望される方は、本庁舎2階の議会事務局までお申し込みください。

(本会議当日に先着5名の方)

認知症への取組の充実強化に関する意見書

今日、認知症は世界規模で取組べき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認されました。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取組が注目されています。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととしたしました。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取組が求められるところあります。

よって、政府においては下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。
- 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- 自治体などの取組について家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮をする方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。
- 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月19日

五條市議会

平成27年第2回6月定例会の表決結果と議決結果

○=賛成 ●=反対 長=議長

議案名	養 田 全 康	平 岡 清 司	牧 野 雅 一	宗 部 康 寛	吉 田 正	窪 佳 秀	岩 本 孝	福 塚 実	山 口 耕 司	吉 田 雅 範	益 田 吉 博	大 谷 龍 雄	議 決 結 果	
平成27年度五條市一般会計補正予算（第1号）議定について 【補正予算案から1,130万円減額の修正案】	○	○	○	○	○	長	○	○	○	○	○	○	○	修正可決
認知症への取組の充実強化に関する意見書について	○	○	○	○	○	長	○	○	○	○	○	○	○	可決
五條市及び五條市教育委員会に対する後援依頼に関する事項を検査するため、地方自治法第98条第1項の権限を総務文教常任委員会に委任する決議について	●	●	○	○	○	長	●	○	●	○	○	●	●	可決

(以下は、全議員賛成のもと原案のとおり可決・承認・同意した議案)

議案名	議案の概要
専決処分の報告、承認を求めることについて (五條市税条例等の一部改正)	法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税に係る地方税法を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、平成27年度の市税の課税に緊急を要した。 (平成27年4月1日から施行・経過措置)
専決処分の報告、承認を求めることについて (五條市都市計画税条例の一部改正)	地方税法等の一部改正が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、平成27年度の市税の課税に緊急を要した。 (平成27年4月1日から施行・経過措置)
専決処分の報告、承認を求めることについて (半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部改正)	半島振興法の一部改正が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、平成27年度の市税の課税に緊急を要した。 (平成27年4月1日から施行)
専決処分の報告、承認を求めることについて (五條市国民健康保険税条例の一部改正)	課税限度額、軽減措置の拡大に係る地方税法施行令を改正する施行令が3月31日に公布されたことに伴い、平成27年度の国民健康保険税の課税に緊急を要した。 (平成27年4月1日から施行・適用区分)
専決処分の報告、承認を求めることについて (五條市介護保険条例の一部改正)	介護保険法施行令の改正に伴い、平成27年度の介護保険料の減額賦課に緊急を要した。 (公布の日から施行・経過措置)
専決処分の報告、承認を求めることについて (平成26年度一般会計補正予算(第8号))	補正予算額 3億5,882万2千円 ((仮称)五條総合体育館建設事業に係る公債費の追加)
五條市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について	歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、市民の生涯にわたる健康保持及び増進に寄与する目的で新たに設置 (公布の日から施行)
五條市食肉処理加工施設設置条例の制定について	農林産物の被害防止と捕獲食肉を地域資源として有効活用する目的で新たに設置 (平成27年10月1日から施行)

議案名	議案の概要
五條市上野公園条例の制定について	上野公園等条例として上野公園、阿田峯公園の両公園を設置したが、上野公園単独で条例を設置 (平成27年7月1日から施行、経過措置)
五條市阿田峯公園条例の制定について	上野公園等条例として上野公園、阿田峯公園の両公園を設置したが、阿田峯公園単独で条例を設置 (平成27年7月1日から施行、経過措置)
五條市行政手続条例の一部改正について	行政不服審査法の改正に併せ、市民の権利利益の保護の充実のための条例の一部改正 (公布の日から施行)
職員の再任用に関する条例の一部改正について	年金制度の一元化に伴う条例の一部改正 (平成27年10月1日から施行)
五條市国民健康保険条例の一部改正について	国民健康保険法の改正に伴う条例の一部を改正 (公布の日から施行)
五條市都市公園条例の一部改正について	上野公園条例及び阿田峯公園条例の両条例制定に伴う条例の一部改正 (平成27年7月1日から施行)
五條市上野公園等条例の廃止について	上野公園条例及び阿田峯公園条例の両条例制定に伴う条例の廃止 (平成27年7月1日から施行)
市道路線の変更について	市道野原西19号線終点の変更 (L=200mから450.8m・W=10.0mから10.0~15.0mに変更)
平成27年度五條市一般会計補正予算（第1号）議定について	補正予算額 7億4,381万円 【修正可決後の原案可決】
平成27年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について	補正予算額 240万円 (下水道事業法的化基本方針検討業務委託料の追加)
平成27年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第1号）議定について	補正予算額 1,511万円 (需用費、役務費、委託料の追加)
平成27年度五條市介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について	補正予算額 1,079万2千円 (一般会計繰入金、低所得者保険料軽減繰入金)
平成27年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第1号）議定について	補正予算額 3,440万円 (委託料、工事請負費、備品購入費の追加)
五條市固定資産評価員の選任につき同意を求めるについて	樺内成吉氏の任命に同意

〈報告案件〉

平成26年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告、平成26年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告、平成26年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、平成26年度一般会計事故繰越し計算書の報告、平成26年度五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告、平成26年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告、平成26年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告

“ちょっと情報”

平成27年度五條市一般会計補正予算（第1号）議定で、上野公園市民プール利用休止に伴うプール施設利用助成金が可決され、7月4日から五條市民が上野公園市民プールと同じ金額で橋本市運動公園プールを利用できる利用券を販売しています。利用券販売期間は8月30日まで、プールの営業期間は8月31日までです。暑い夏に、プールで楽しいひとときを過ごしてください。

販売場所等詳しくは、市役所 公園緑地課（TEL：22-4001）に問合せください。

